

めぐりあいながさきイベント広報業務委託 仕様書

1. 業務名

めぐりあいながさきイベント広報業務委託

2. 業務の目的

交流と婚活をつなぐ「めぐりあい」の創出・拡大に向け「めぐりあいながさき」を共通のテーマとした地域の特色を活かしたイベントを県内各地域で実施し、主に若い世代のめぐりあいを増加させ、地域の活性化や婚活の増加につなげることを目的とし、イベント実施を通じて県内各地域の魅力を県内外に広く発信し、県内外から多くの参加者を呼び込むための効果的な各種広報業務を実施する。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4. 予算額

3, 170, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. めぐりあいながさきイベントの概要

(1) 実施地域

長崎地区、県央地区、島原地区、県北地区、五島地区、壱岐地区、対馬地区

(2) 実施時期

令和6年度中に7回実施

なお、おおよその実施予定については以下のとおり。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長崎地区										
県央地区										
島原地区										
県北地区										
五島地区										
壱岐地区										
対馬地区										

※時期は状況により変更する可能性があります。

(3) 募集条件（ターゲット）

募集条件は設けないが、主なターゲットについては、以下のとおり。

- ・長崎県在住もしくは福岡県及び佐賀県に在住
- ・概ね20歳代から35歳代の若い世代

(4) 募集人数

100名（男女合計）×7地域

(5) イベントの要素

体験もの、ゲーム性、食事など、参加者間のコミュニケーションが図れるもの。

6. 業務の内容

本業務は、上記「5. めぐりあいながさきイベントの概要」を踏まえ、上記「2. 業務の目的」を達成するため、以下の(1)～(4)の取組について実施すること。

(1)～(4)に係る一切の費用は、本業務の委託内に含めること。

(1) 基本的な業務内容

- ・7地域の「めぐりあいながさきイベント」についてのPRを実施し、イベントの集客を図る。

(2) 広報実施回数

- ・広報実施回数は、年4回とする。
※契約日から令和7年2月までの期間に、イベント開催時期に合わせて広報を行うが、開催時期が近い地区のイベントについてはまとめて広報を行う。
- ・予算の範囲内で実施するものとし、最終的には県と協議のうえ決定すること。

(3) 参加者確保のための広告

- ・県内外（県外については主に福岡県及び佐賀県に在住する世代）の若い世代から集客につながる最も効果的な広告媒体・手法・場所等を提案すること。
- ・県内外の広報の割合としては、以下の①～③全体で県内約8割、県外約2割とするが、各項目ずつで県内外の割合が偏ってもよい。
- ・以下の①～③の各媒体の予算比率としては、概ね①が2割、②が5割、③が3割とする。

①紙媒体を活用した広報

「めぐりあいながさきイベント」の集客を図るために効果的な周知用ポスターやチラシ等を提案し、制作すること。ポスターおよびチラシの最低必要枚数は、ポスターがB2サイズ（片面カラー・コート紙）の90枚×4種、チラシがA4サイズ（両面カラー・コート紙）の800枚×4種とする。なお、チラシ・ポスターの他に効果的と考える広告・宣伝の手法があれば、本仕様書に定める予算額の範囲内で提案しても差し支えない。

② マスメディアを活用した広報

「めぐりあいながさきイベント」の集客に繋がるマスメディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）を活用した効果的な広報を提案すること。

③ SNSやWEBを活用した広報

「めぐりあいながさきイベント」をより広く周知するため、SNSやWEBを活用した効果的な広報を提案すること。

本県が運用するめぐりあいながさきイベントのSNS（Instagram）へのアクセスを誘導し、必要に応じてインフルエンサー等を活用するなどイベント認知度向上のためのプロモーションを行うこと。

（4）業務完了報告

業務完了後、広告等の実績や効果を取りまとめた「業務完了報告書」を速やかに提出すること。

7. 成果品

（1）提出物

委託業務完了報告書（A4判）紙媒体1部及び電子媒体1部

（2）提出場所

長崎県地域振興部地域づくり推進課

8. 業務の適正な実施に関する事項

（1）個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

（2）守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡しの時に県に無償で譲渡すること。

10. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

11. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
- (3) 本仕様書により作成された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。
- (5) 事業内容の詳細については、受託者の決定後、双方の協議により変更することがある。

12. その他

- (1) 各種物品の作成・設置・配布・撤去、各種印刷物の作成（デザイン）・掲示・配布・撤去、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (3) 各業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。